

令和7年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金公募要領

1. 事業の目的

本事業は、八戸市内の団体が実施する地場産品を活用した料理・食文化の普及活動を支援することにより、地域の賑わい創出及び活性化を図るほか、当市の食や食文化を県内外にPRし、観光振興を図ることを目的とする。

2. 補助金額

2,000,000円(1団体につき 上限500,000円)

※ただし、補助対象経費の2分の1又は500,000円のいずれか低い額

3. 補助対象経費

令和7年4月1日以降に実施した事業に係る経費のうち次に掲げる経費

- (1) 地場産品を活用した料理・食文化をPRするためのリーフレット等の作成又は配付に要する経費
- (2) 地場産品を活用した料理・食文化をPRするためのWEB・SNS等の作成又は発信に要する経費
- (3) 地場産品を活用した料理・食文化のPRにつながるイベント等への出展に要する経費
- (4) 地場産品を活用した食のイベント(ただし不特定多数が参加できるものに限る)の開催に伴う消耗品費、通信運搬費、会場使用料、設営費等
- (5) 市民による当市の食を通じた地域活性化のための経費
- (6) その他、地場産品を活用した料理・食文化の普及等を図るために必要な経費であると市長が認めるもの

※補助対象外経費

- ・ 事務局員の人件費
- ・ 食糧費(事務局員の食用とする経費 例・スタッフ弁当)
- ・ 視察に係る旅費(ただし、イベント出展に係るスタッフの旅費を除く)
- ・ 備品購入費
- ・ 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができないもの
- ・ 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費

4. 応募資格

八戸地域の地場産品を活用した料理・食文化の普及活動を行う又は行う予定の八戸市内の法人又は任意団体(以下「団体」という。)で、次のいずれにも該当すること。

- (1) 主たる活動地域が八戸市内であること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 同意書(第3号様式)に定めた納付すべき全ての市税を滞納していないこと
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること
- (5) 政治団体、宗教団体又はこれらに類する団体でないこと

5. 募集期間

受付開始 令和7年6月20日(金)
締 切 令和7年8月6日(水)17:00 必着
提 出 郵送・持参・電子メールいずれも可

6. 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
 - ・ 事業計画書提出の際には定量的な目標を設定するものとし、イベントの来場者数や売り上げ目標、WEB・SNS等によるPRの場合は、ホームページのアクセス数やフォロワー数等の目標値を明記すること。
- (3) 同意書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 団体概要、パンフレット等
 - ・ 団体が作成しているパンフレット等がある場合、添付すること。
- (6) その他参考となる説明資料（任意）
 - ・ これまでの活動や実績について参考となる資料がある場合、添付すること。
- (7) 他の補助金・交付金等の交付を受けている場合、その内容が確認できる書類（交付決定通知書、申請書等の写し）を添付すること。
 - ・ 同一内容の事業について、他制度との重複受給がないことを確認するために使用する。
 - ・ 交付決定前であっても、申請中の場合はその旨および申請内容がわかる書類を提出すること。

7. 選考方法

- (1) 補助金交付の可否は、別紙「令和7年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金選考実施要領」に基づき決定し、予算の範囲内で交付決定する。
- (2) 審査にあたっては、必要に応じて、応募者に対し記載内容についてヒアリングを実施する。

(申請書類一式の提出先・問い合わせ先)

八戸市 観光文化スポーツ部 観光課(担当:高橋)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9252 FAX 0178-46-5600

Mail kanko@city.hachinohe.aomori.jp